

一関地区広域行政組合介護保険施設等指導要綱

平成21年4月1日

一関地区広域行政組合告示第12号

改正 令和5年4月1日 告示第28号

改正 令和6年4月1日 告示第75号

(趣旨)

第1 この告示は、介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、第2に掲げる者に対して行う指導について基本的事項を定めるものとする。

(指導対象者)

第2 指導対象者は、次に掲げる事業（以下「介護保険施設等」という。）について法の規定による指定を受けて行う者（一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）の行う介護保険の被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。）に対し行う者に限る。）又は当該指定に係る事業所の従業者（従業者であった者を含む。）とする。

- (1) 居宅サービス事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (2) 地域密着型サービス事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (3) 居宅介護支援事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (4) 施設サービスを行う事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (5) 介護予防サービス事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (6) 地域密着型介護予防サービス事業（これに相当するサービスの事業を含む。）
- (7) 介護予防支援事業（これに相当するサービスの事業を含む。）

(指導方針)

第3 指導対象者に対する指導は、次に掲げる基準等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護給付又は予防給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (2) 一関地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年一関地区広域行政組合条例第1号）

- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (5) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
- (6) 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年一関地区広域行政組合条例第2号）
- (7) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- (8) 一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年一関地区広域行政組合条例第3号）
- (9) 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年一関地区広域行政組合第1号）
- (10) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (11) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (12) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (13) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (14) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (15) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (16) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (17) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）
（指導形態等）

第4 指導の形態は、次に掲げるものとする。

- (1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の方法、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、一定の場所に集めて行う講習等（インターネットを利用したオンライン会議システム、ホームページ等の活用（以下「オンライン等の活用」という。）による動画の配信、資料配布等を含む。）の方法により、年1回以上実施するもの
- (2) 運営指導 次に掲げる指導について、介護保険施設等の事業所において行うもの。
この場合において、組合が単独で行う指導を一般指導と、組合が国若しくは岩手県と合同で行う指導を合同指導とする。
 - ア 介護サービスの実施状況指導（個別サービスの質（施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導をいう。）
 - イ 最低基準等運営体制指導（基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）をいう。）
 - ウ 報酬請求指導（加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導をいう。）

2 運営指導は、介護保険施設等に係る指定の有効期間において、原則として1回以上（居宅サービス事業（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス事業（居住系サービス及び施設系サービスに限る。）及び施設サービスを行う事業にあっては、3年ごとに1回以上）行うものとする。

3 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、第1項第2号ア及びイに規定する指導については、介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知。以下「国マニュアル」という。）に基づき、確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に関し行うものとする。この場合において、確認項目以外の項目及び確認文書以外の文書にあっては、特段の事情がない限り、指導の対象とはしない。

（指導対象）

第5 管理者は、効率的な指導を行うため、別に定める計画に基づき、指導の形態に応じて指導対象の選定を行うものとする。

- (1) 集団指導 指導をする内容に応じて選定する。
- (2) 運営指導（一般指導に限る。） 運営指導の実施の状況及び個別事由を勘案して、当該年度における指導対象を選定する。
- (3) 運営指導（合同指導に限る。） 一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選

定する。

(集団指導の指導方法等)

第6 組合の管理者（以下「管理者」という。）は、集団指導の指導対象者を決定したときは、原則として集団指導実施日の2月前までに集団指導の日時、場所、出席者及び指導内容等を文書により当該指導対象者に通知する。

- 2 管理者は、集団指導の実施に当たっては、指導対象者に対して、質問や個別相談等の機会を設けるとともに、集団指導に参加しなかった指導対象者には、当日使用した資料の送付、オンライン等の活用による動画の配信等により確実に指導内容の伝達が行われるよう情報提供に努めるものとする。
- 3 管理者は、組合が単独で集団指導を行うことが困難な場合は、岩手県と合同で実施することを検討するものとする。
- 4 管理者は、集団指導の内容について岩手県内での整合を図るために、あらかじめ、岩手県及び関係市町村と連携を図るものとする。

(運営指導の指導方法等)

第7 管理者は、運営指導の指導対象者を決定したときは、原則として運営指導実施日の1月前までに次に掲げる事項を文書により当該指導対象者に通知する。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に当該文書により通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
 - (2) 運営指導の日時及び場所
 - (3) 指導担当者
 - (4) 出席を求める介護保険施設等の出席者の役職名等
 - (5) 準備すべき書類等
 - (6) その他必要な事項
- 2 運営指導は、国マニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地指導によらずとも確認ができる内容（第4第1項第2号のイ及びウに限る。）については、情報セキュリティの安全性が確保される場合に限り、オンライン等の活用により行うことができる。この場合において、管理者は指導対象者の過度の負担とならないよう十分に配慮するものとする。

4 運営指導の結果、人員、施設及び設備並びに運営について改善を要すると認められる事項があるとき、又は介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められるときは、後日文書により通知するものとする。

5 管理者は、指導結果の通知をした当該指導対象者に対して、文書により改善内容等について報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第8 管理者は、運営指導を行う中で次に掲げる状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係を調査するものとする。

- (1) 基準等に従っていない状況が著しいと認められるとき、又はその疑いがあると認められるとき。
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っていると認められるとき、又はその疑いがあると認められるとき。
- (3) 不正の手段により指定等を受けていると認められるとき、又はその疑いがあると認められるとき。
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められるとき、又はその疑いがあると認められるとき。

(関係機関との連携)

第9 管理者は、指導の実施に当たっては、岩手県等の関係行政機関と連携を図り必要な情報交換を行い、適切な集団指導及び運営指導に努めるものとする。

(その他)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（抄）

平成21年4月1日から施行する。

改正文（抄）（令和5年4月1日告示第28号）

令和5年4月1日から施行する。

改正文（抄）（令和6年4月1日告示第75号）

令和6年4月1日から施行する。